

妻の年金の形を知ろう

まずは、妻の年金の「形」である。

会社員の年金は老齢基礎年金の上に老齢厚生年金のつかる2階建てになっている。たいていは老齢厚生年金のほうが金額が大きく、長年会社勤めをした夫なら、67歳の下の図の左のような形になっていることがほとんどだ。

しかし、妻の形は違う。現在の年金世代の妻たちは学校を出てから短期間働き、結婚して専業主婦になったケースが多い。たいていは夫が3〜4歳上で、結婚後（1986年以降）は国民年金の第3号被保険者として年金に加入してきた。

こうした場合は老齢基礎年金が中心で、その上に若い間働いた成果として軽く老齢厚生年金がの

っかっている格好になる（67歳の下の図の右）。年金額は両方合わせて80万円前後〜90万円程度の人が多いだろう。

年齢が4歳差、夫の年金が200万円（老齢基礎年金78万円+老齢厚生年金122万円）、妻の年金が80万円（老齢基礎年金74万円+老齢厚生年金6万円）の夫婦を想定し、2人の年金額の推移を見てみよう（67歳上の図）。

Aさんが話していたとおり、夫が65歳で年金受給を始めるのと加給年金が出る。妻の分をもらうための条件は、①夫の厚生年金加入期間が20年以上あること、②妻と同居していること、③妻が働いている場合は年収が850万円未満であること、の主に三つ。年間約39万円が妻が65歳になるまで

出る。この夫婦の場合は4年分で約156万円になる。月3万円強だから大きい金額だ。

妻が65歳になると、加給年金がなくなる代わりに、妻の基礎年金に「**振替加算**」という年金がつく。加給年金が妻の年金に切り替わる格好。こちらは生年月日によって受給額が異なり、21年度に65歳になる妻なら「年間約4万5千円」だ。

加給年金に比べると金額は低い。元々は女性の低年金対策として設けられた制度で、もたらされるのは「1966年4月1日以前生まれの女性（21年度56歳以上）」に限られる。年齢が若くなるほど金額も低くなる。

注意しなければならぬのは妻が年上の場合だ。もらえる条件からわかるとおり、妻が年上だと加給年金は出ない。しかし、振替加算はもらえる。年

下の夫が65歳になった時点から出るのだが、この場合は妻が年金事務所に申請して受給の手続きをしなければならぬ。制度の知識がないと思わぬ「落とし穴」になりかねないので、「年上女房」のご夫婦はくれぐれもお忘れなく。

主流の年上夫の夫婦の年金の形（67歳上の図）を見ればおわかりのよう

基礎年金を満額にする「任意加入」「経過的加算」

さて、ここまでの基礎知識をもとに、有利なもらい方や注意点を探っていく。

金額的には100万円に満たないことが多い妻の年金だが、やはりもらえる年金は多いほうがいい。これからでも増やせる方法はあるのか。まず考えたいのが、老

に、60歳代後半の夫婦の年金額は年によって数十万円単位で動く。家計に影響が出かねないので、それぞれの家計で「ねんきん定期便」の情報に加給年金・振替加算を加えて計算しておくのがよいだろう。いずれにせよ、「**老齢基礎年金+軽い老齢厚生年金+振替加算**」が、よくある妻の年金の最終形だ。

する対策だ。

老齢基礎年金は、20歳から60歳まで40年間年金制度に加入した場合に「約78万円」の満額ももらえる。ところが、91年3月までは大学生が強制加入ではなかったためなどで、今の受給世代で40年を満たしている人は少ない。

そんな人のために用意

んは、これからは「繰り下げ」との選択になるのではとする。

「**任意加入**」できる期間は老齢基礎年金の受給が始まる65歳までなので、加入期間が35年以上の人なら満額に届く。しかし、社会保険労務士で女性の年金に詳しい井戸美枝さ

もいいますが、「繰り下げ」ならお金を払わずに増やせます。私は後者を選びました」

繰り下げについては後述するが、妻の場合、任意加入以上にお得感があ

年下の配偶者がいれば「加給年金」がもらえる

配偶者が65歳になるまで

年 39万500円

夫の条件

- ・65歳になった
- ・年下の妻がいる
- ・厚生年金の加入期間が20年以上

妻の条件

- ・同居している
- ・前年の収入が850万円未満

配偶者との年齢差が大事



年齢差	受給年数	受給額
1歳	1年	390,500円
2歳	2年	781,000円
3歳	3年	1,171,500円
4歳	4年	1,562,000円
5歳	5年	1,952,500円
...
10歳	10年	3,905,000円
15歳	15年	5,857,500円
20歳	20年	7,810,000円
...

*受給額は2021年度価格

振替加算の額(年)

生年月日	振替加算額
1957年4月2日～58年4月1日	38,873円
58年4月2日～59年4月1日	33,031円
59年4月2日～60年4月1日	26,964円
60年4月2日～61年4月1日	20,897円
61年4月2日～62年4月1日	15,055円
62年4月2日～63年4月1日	
63年4月2日～64年4月1日	
64年4月2日～65年4月1日	
65年4月2日～66年4月1日	
66年4月2日～	—